

いかるが

No.55

議会だより

発行 斑鳩町議会
斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
電話 0745-74-1001
FAX 0745-75-4455
電子メール:gikai@town.ikaruga.nara.jp
発行人 議会議長 中川 靖広
編集 広報発行常任委員会

平成20年(2008年)2月1日



出初式



12月定例会

- 12月定例会ではこんなことが決まりました…………… ②ページ
- 8人の議員が一般質問を行いました…………… ④ページ
- 委員会のうごき…………… ⑨ページ

12月定例議会では こんなことが 決まりました

平成十九年第五回定例議会は、十二月三日から十二月十九日までの十七日間の会期で開かれ、斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例など十六議案を原案のとおり可決・承認しました。

その他、人事案件三件について、適任と答申・同意し、報告事案二件について、報告を受けました。

なお、四件の陳情、一件の要請があり、最終日には、委員会発議による意見書三件、条例改正等二件、議員発議による意見書一件が追加上程され、いずれも可決され、意見書については、関係機関に送付しました。

	案 件	結 果
条 例	斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	満場一致で可決
	斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について	賛成多数で可決
予 算	平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について	満場一致で可決
	平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
	平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第2号)について	
	平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
	平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	
	平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について	
算	町長専決処分について承認を求めることについて(損害賠償の額の決定について)	満場一致で承認
	町長専決処分について承認を求めることについて(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)	
そ の 他	奈良県市町村会館管理組合の解散について	満場一致で可決
	奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について	
	奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について	
	奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について	
	奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について	
	斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	
人 事	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)	満場一致で適任と答申
	人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)	満場一致で同意
	斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて	満場一致で同意
陳 情・要 請	意見書採択のお礼と、奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書について	採 択
	安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書について	
	公共下水道についての陳情書について	委員長報告どおり
	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について	不 採 択
	介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書採択のお願いについて	採 択
発 議	奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための施策の実施を求める意見書について	満場一致で可決
	医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書について	
	介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書について	
	道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書について	賛成多数で可決
	斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について	満場一致で可決
	斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について	
報 告	議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)	報 告
	議会の委任による町長専決処分の報告について(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)	

3ページに賛否の討論

13ページに関連記事

3月31日の任期満了に伴い、西尾雅央氏、應矢志凶香氏の推薦について、適任であるとの意見を答申しました。

12月21日をもって任期満了となる宮崎莊平氏を引き続き選任することに同意しました。

12ページに関連記事

14～15ページに関連記事

3ページに賛否の討論

斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

【反対意見】西谷議員

小城町長は行財政改革の取り組みの中で、受益と負担の適正化を図る観点から、保育料及び入園料について平成20年から保育料を6,100円に改定し、新たに入園料5,000円を徴収するための改正を行おうとしています。

しかし、行財政改革の基本は支出を見直す事であり、箱物行政を止めずに総合福祉会館に14億円、更に今度は4億6,000万円の文化財活用センター建設を計画するなど、どこが行財政改革、なぜ箱物行政のつけを住民に押し付けるのかという憤りを感じます。

また、前回の保育園の保育料の値上げに続く今回の値上げは、若い夫婦の負担増となり、町の次世代育成支援行動計画の際のアンケートで、幼稚園・保育園の保育料が負担となっているというアンケート結果からも、町の少子化対策に逆行するもので、現在既に定数割れの斑鳩幼稚園の現状を見れば、新たな負担増は町立幼稚園の新たな定数割れを起すだけです。

多額な支出を見直さずに、焼け石に水のような値上げをするのではなく、まず莫大な公金を使う公共下水道工事等の高い落札率を下げる等、本気で町の行財政改革を行うよう要望し、反対意見といたします。

【賛成意見】嶋田議員

平成9年に当時の総務常任委員会は、町立幼稚園保育料改定に関して、審査結果を全委員の総意として委員会集約を表明されました。それは、保育料改正の基本的な考え方は、地方交付税単位費用に近づける手法に合理性がある、というものです。

単位費用とは国が定めた基準額の事。

保育料は6,100円、入園料は11,000円となっており、国は町が保護者からこの金額を徴収しているものとして、6,100円×園児数+11,000円×入園児数の合計金額が、交付金から差し引かれて支給されるため、この金額を徴収しなければ町の負担となります。斑鳩町は園児1人につき年間50万円の税金を使っています。この料金改定によって広く斑鳩町全ての納税者の負担は軽減されます。

町は平成20年度より保育時間の拡大を予定し、保護者の要望にも応えている事、保育料が8年間も据え置かれていた事等を考え、月額400円増の6,100円の保育料並びに近隣7市町村の平均入園料に相当する5,000円の入園料設定は妥当であると理解します。

なお、今回の保育料改定が、現在就園中の園児の保育料にまで波及する事の是非については、一議員としてさらに調査研究してまいります。

道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書

【反対意見】木澤議員

道路特定財源は、1953年に国道・県道が「改良されたものは約30%しかなかった」「舗装率は簡易なものを含め改良済み延長の15%にすぎない」というときに、整備が急務だとしてつくられたものです。しかし、その状況は大きく変わり、現在、国道・県道の舗装率は96%を超えており、この制度をこのまま続ける理由がなくなっています。

政府・与党が決定した道路特定財源の「見直し」案では、ガソリンに課税する揮発油税などに適用している暫定税率を10年間延長し、10年間の道路整備費として59兆円を上げています。このように道路特定財源は「道路にしか使えない非常に硬直した仕組み」になっており、さらにはその必要性が以前ほど認められなくなっているのに、暫定税率の延長予算を使い切ることや不要不急の道路建設にも使われているというのが実態だと考えます。

道路特定財源は暫定税率を延長し、硬直化するのではなく、本来の趣旨にそって一般財源化し、社会保障費や教育費なども含め、地方自治体の裁量で自由に使えるようにし、その中から生活道路の整備についても費用を捻出していくべきだと考えます。

【賛成意見】紀議員

奈良県の道路整備は遅れている中、安全性の向上や環境の改善、地域観光交通のネットワークの充実を目的とした京奈和自動車道の重要な道路整備が、住民理解を得ながら慎重に進められています。今後も、県全体の経済活性化のため道路網の早期整備が必要不可欠であると考えます。そのためには、道路整備のための財源が必要であります。

当町においても、第3次総合計画で、都市計画道路等の幹線道路やその他の町道による道路網整備の推進を図っていくこととしており、法隆寺線や法隆寺駅周辺整備事業など、道路特定財源を財源とする国庫補助を受けて実施されています。また、国の直轄である「いかるがパークウェイ」についても、事業の進捗を図られているところであります。道路整備が大きく遅れております当町においては、これからも道路網の整備は急を要する重要課題であると認識しております。しかし、一方厳しい財政事情にある当町にあっては、一般財源の充当には限界があり、その財源の維持と確保を危惧するものであります。このようなことから、道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書に賛同します。

一般質問 Q &A

本定例会での一般質問は、12月6日・7日の両日、8人の議員が

行いました。質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

2日間で延べ29人の方が傍聴に来られました。

斑鳩町も

公益通報者保護法の 徹底を



西谷 剛 周 議員

(問) 公益通報者保護法とは、

国や地方自治体の不正や民間の相次ぐ事業主の不祥事、例えばミート・ホープの牛肉偽装や伊勢の赤福餅、高級割烹吉兆の賞味期限の改ざん、また秋田県の比内地鶏の産地偽装などの法令違反を内部告発された方々が、その職場で不利益な立場に置かれぬように保護するために、国が平成十六年に公益通報者保護法を制定しました。斑鳩町も、行政の法令違反行為を内部告発された職員が、その職場で辛い立場に立たされぬよう保護するため、公益通報者保護法に基づき、要綱をしっかりと定めるべきだと思いが。

(町長) 国・県ではすでにその

取り組みが行われており、各自治体でも行政機関における法令遵守を確保するため、

その整備をすることが望まれている。当町においても国の

行政機関の通報処理ガイドラインを参考に、職員からの内部告発に対応出来るよう、通報相談窓口の設置や事務処理等に係る内部規程の制定などを検討していきたい。

(問) 是非とも前向きに検討

して頂きたい。しかし、いくら内部規程が制定されても、告発する窓口が同じ職場内に設けていては、職員は内部告発しにくいと思います。そこで、町行政の不正を無くすために是非職員が内部告発する機関を外部に設けるべきだと思いが、町長の見解を問う。

(町長) 通報処理に従事する

者は、内部告発の内容を漏らしてはならないと共に、自らが関係する事案の処理に関与出来ないことになっている。

(問) 斑鳩町も住民の視点に立ち、法令遵守の公正な町行政を行うために、是非とも公益通報者保護法に関する要綱を早急に制定するよう強く要望する。

その他の質問

※公共下水道工事の高い落札率について。また排水設備工事店二十七社からの陳情書について

※地域集会所補助金交付要綱制度について

※文化財活用センター建設に伴う事業費と管理費、またその必要性について



安心・安全を考え 三代川の堤防を歩道に



宮崎 和彦 議員

(問) 三代川の堤防を整備し、

歩道にすれば安心して通行できると思いますがいかがか。
(都市建設部長) 下流部の新家地区の改修部分から上流まで左岸側に四・五メートルの幅員で道路整備を行っていく計画であると確認をしております。来年度に向けて県と連携を図りながら事業の推進に努めているところであります。

町のCO2対策は

(問) 地球温暖化に対してC

O2対策の考え方は。

(住民生活部長) 本年六月五日に「斑鳩町地球温暖化防止実行計画」を策定、役場における温室効果ガスの排出量を削減し、平成二十三年までに平成十七年度と比較して七％削減するという目標を立てています。奈良県の場合、全国では二十七％であるのに対して四十一％を占めている家庭と運輸の排出量の割合が大きく、削減に向けた取組みが最も重要です。住民の皆様は温暖化による影響、また必要な事は何かを学び、自ら行動する意識を持つて頂きたいと考えております。

次に総合福祉会館の建設に際しまして、電気設備は太陽光発電システムを設置、空調設備は地中熱の利用や蓄熱式熱源システム(エコアイス)を設置、建物地下ピットによる外気の予冷・予熱を有効に熱利用、給湯設備は夜間電力、トイレ等の雑用水は雨水を利用し、環境に配慮した資源の有効活用を図っています。

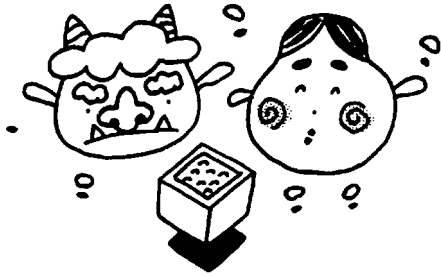
今後、他の施設の改修、建替えにあたりましては、施設の位置と、用途等を総合的に

勘案した中で検討してまいります。

観光案内所の活用について

(問) 観光案内所で観光グッズの販売は出来ないのか。

(都市建設部長) 現在は一人体制で案内業務を行っていることから、見本を置き、法隆寺iセンターで販売しています。販売の必要性を今後観光協会と協議しながら前向きに検討します。観光客誘致の一環として、毎年歴史ウォークを行っており、開催時にJR法隆寺駅からスタンプラリーを二日間試験的に実施しています。



国民健康保険証

未渡しの実態について



木澤正男 議員

(問) 昨年の住民税増税などの影響から、国保税(国民健康保険税)が高すぎて払えないという声が広がっています。斑鳩町の国保税の滞納状況と短期保険証の発行状況はどうなっていますか。

(住民生活部長) 滞納状況は平成十八年度末で九百五十一世帯(七七・七%)です。短期保険証は平成十九年度では百五十五件発行しており、納付相談の後に三ヶ月の保険証十三件、六ヶ月の保険証二十八件、一年の保険証二十五件の計七十六件についてはお渡し済みです。

(問) 残り七十九件のうち居所不明で渡せない分を除くと、七十件の保険証が被保険者の手に渡っていません。町はこうした方に対して納付相談に来てくださいと通知をされて

いますが、滞納相談に行きたくてもお金がないために相談に行くこともできないで困っている人が実際にいます。町はお金が払えないから保険証を渡さないということとはしていませんが、連絡が取れないからという理由で保険証が渡されていない実態は改善されるべきです。今後、滞納相談体制の強化と保険証発行体制の改善を強く要望いたします。

無料妊婦健診の拡大を

(問) 奈良県の周産期医療体制の不備とともに、妊婦健診の重要性が指摘されていますが、妊婦健診の必要性をどのように考えていますか。

(住民生活部長) 現在斑鳩町では、課税世帯に対して一回、非課税世帯にたいしては二回

妊婦健診に対する費用助成を行っています。また、安全に出産していただくために健診は必要であり、厚生労働省からも通知があり、最低限五回程度の公費負担を実施することが原則であるという考え方が示されています。町としては、全国や県下の状況もみながら検討していきます。

(問) リスクを負った妊婦は健診の回数が増え、経済的な負担も大きくなります。そうした方にも配慮した妊婦健診への町補助の回数増を要望いたします。



県道大和高田斑鳩線 信号機設置要望の状況



小林 誠 議員

(都市建設部長) 側道から県道へ流入する際の明確な交通信号機の設置を望むもので、当該側道は、県道と町道との交差点内と判断されており、通行を阻害しない範囲で速やかに移動しなければならぬ、交通信号機の設置は難しいと考えます。

(問) 斑鳩町内でも信号機設置・改良要望が数箇所あり、これらも引続き要望していただき、交通安全対策について十分ご検討いただく事を要望する。

次に県道の歩道の段差を改善できないかとの要望をよく聞くが、県の管轄ではあるものの、町として県に対し、検討いただくようお願いできないか。

(都市建設部長) 平成七年度から平成九年度にかけ、石張り舗装や点字ブロック等の歩道整備の改善が約一億八千万円かけて行われましたが、今後、横断する道路等との取合いの中で、支障となるような事があれば改善していくよう県に要望していきます。

(問) 県道大和高田斑鳩線で、昨年に引続き死亡事故が発生し、また大型スーパー付近において、交通信号機の設置要望が西和警察署へ提出されているが、実現できるのか。

(都市建設部長) 奈良県公安委員会へ要望しているが、西側町道の幅員が狭く、車輛の通行量も少ないので厳しい条件であると聞いております。

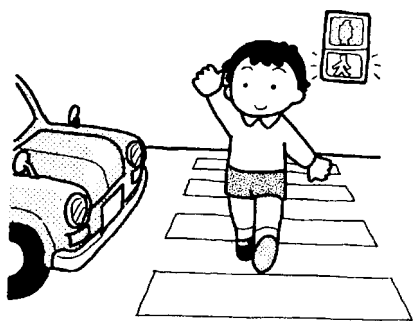
(問) 南都銀行法隆寺駅前出張所前交差における信号機設置要望書も提出されているが、その後の進捗はどうか。

駅前整備計画に伴う 町宮南口駐輪場撤去について

(問) 現在、従事されている方たちの雇用対策について。

(住民生活部長) 今年四月に西和七町で障害者自立支援協議会を設立し、障害者の就業支援も協議しております。

(問) 就労支援は、就労という社会参加支援であり、町内で障害者が社会参加できる環境が少なくなってしまう事が残念である。西和七町で協議し、障害者の方たちが地域で安心して暮らせる社会の実現をお願いする。



福祉課などの 受付カウンターについて



吉 晴 議員

(問) 現在のままのカウンターでは、相談窓口の利用の際に相談者自身のプライバシーについても聞こえてしまうので、もっとプライバシーに配慮した形のものにならないかお伺いしたい。

(住民生活部長) 窓口の受付カウンターは、通常の高さでローカウンターを設置しておりますが、お年寄り等の利用者が多くあり、どうしてもローカウンターの利用が増えております。ご指摘のとおり二人が座れますので、横に並べれ同時に利用される事があり、横の方の話が聞こえると思われれます。

窓口に来られる方は、申請手続き等はカウンターで行っていただき、ご相談の場合はご本人に確認して相談室や事務室内会議机を利用しており

ます。

今後につきましては窓口の利用が多く、利用者が並べられた場合には待合席に誘導を行い、お待ちいただくようお願いするなど、プライバシーに配慮した窓口対応をしたいと考えております。

(問) どうしても込み入った相談をしたい時、事前にそれぞれの担当課に、相談したい旨を電話等で申出ればプライバシーを配慮した場所で、相談にのって頂けるのか。

(住民生活部長) 電話等で事前にお話を頂ければ、できる限りプライバシーが保てる場所を確保して相談に対応して参ります。

(問) 今後とも行政に住民が相談しやすい、プライバシーに配慮した形にしてもらえるように切に要望する。



ISO14001取得後の運用について

(問) ISOの運用には、相当のランニングコストがかかるはずだが、費用対効果の面でのようになっているのか。

(住民生活部長) ISOの事業費は総額で約一千万円に対し、平成十四年度から十八年度までの間で約一千三百三十万円の経費が節減できております。目に見えない部分の効果も合わせますと、大きな成果が上がっていると考えております。

妊産婦健診料の公的負担拡充を



飯高昭二 議員

全国で二・八回、奈良県平均一・六回となっています。

(問) 少子化対策として地方交付税措置をされていますが、町では、妊婦健診の公費負担をどのように考えているのか。

(住民生活部長) 妊婦健診の必要性と公費負担の重要性について十分認識しています。

(問) 安全・安心の出産を迎える上で最低限度五回必要と考えますが町長の見解を伺う。

(町長) 妊婦健診にかかる昨今の妊産婦の取巻く環境を考えますと、その整備が必要で、公費負担回数の拡充については、来年度予算に向け反映したいと考えています。

身近な公園の整備を

(問) 公園の機能は、遊び場だけではなく、災害時の地域の安全な防災空間としての役割があり、また身近な公園は、住民の憩いの場となっています。近年、高齢化が進み、公園や広場を利用する際、高齢者や障がい者にとって困難となっています。町としてどのように認識しているのか伺う。

(都市建設部長) 公園のバリ

アフリーが不十分である箇所については、認識しています。

(問) 自治会管理の公園について、地域の高齢化が進み、公園へ行こうとしても高い階段が困難となっているとの声がある。今後、この問題をどのように解消していくのか伺う。

(都市建設部長) 各施設の実態を把握し、日常的な管理をして頂いている公園については、地域の方々と相談し進めていく必要があると考えます。

その他の質問
※避難所の防災機能の整備
※子どもを取巻く有害情報



議会を傍聴してみませんか!

斑鳩町議会では、「開かれた議会」をめざしています。みなさんの選んだ議員が、議場や委員会でのどのような発言をし、行政はどう答えているのか、みなさんご自身でお確かめ下さい。

また、会議録は庁舎ロビーや公民館、斑鳩町立図書館でも閲覧できます。

みなさんのご意見やご要望をお寄せ下さい。

(宛 先) 〒636-0198
斑鳩町法隆寺西3-7-12
斑鳩町議会事務局
TEL 74-1001(内線301)
FAX 75-4455

後期高齢者医療制度と

税率改定の国民健康保険は

四月実施に

問題あり



里川 宜志子 議員

(問) 広域連合議会で保険料が決定したが、徴収方法等については条例が必要となる。しかし今議会では、いまだに示されていない。四月からの制度でも、三月議会で条例が提案されることになる。これでは、住民に説明する時間がない。国が決めた制度だが、住民への説明責任は町にある。後期高齢者医療の保険料の額と徴収方法の決定と、住民への周知はどうするのか。

(答) 仮徴収し、十・十二・二月分で確定した額での本徴収をすることになる。町広報紙による周知とともに、年明けからパンフレットの普及とポスター掲示も予定されている。

(問) 自分の賦課される額が届いてから、びっくりされるケースが多い。問い合わせに対して十分に対応するとともに、国民健康保険についても、保険税率が変わり、六十五歳以上の方の年金からの天引きなども、まだ決まっていないという事態が起こっている。条例の改正がいまだに提案されず、十分な議論をする時間がないがどうなるのか。

(住民生活部長) 国民健康保険では、新たに後期高齢者医療への支援分が含まれるが、その税率の確定ができておらず、三月議会で条例改正の審

議をしていただくことになる。年金からの天引きについては、四月からは間に合わず、十月からの実施となり、それまでは、これまで同様に納付書による普通徴収となる。

保険税の改定が決定すれば、被保険者へのお知らせに万全を期したい。

その他の質問

- ※アスベスト被害者のための県立三室病院の呼吸器科設置と検査体制について
- ※町道の速度規制と標識の整備について
- ※臨時職員の採用、待遇、研修の保障について



平成二十年(二〇〇八年)

二月定例議会の予定

3日(月) 本会議初日

(提案説明、議案上程)

6日(木) 一般質問

7日(金) 一般質問

10日(月) 予算常任委員会

11日(火) 予算常任委員会

13日(木) 予算常任委員会

14日(金) 建設水道常任委員会

17日(月) 厚生常任委員会

18日(火) 総務常任委員会

19日(水) 予算常任委員会

21日(金) 議会運営委員会

25日(火) 本会議最終日

(委員長報告、討論、表決)

すべて傍聴できます。

気軽にお越し下さい。

なお、予算常任委員会(19日)、議会運営委員会、本会議最終日は午後一時三十分、その他委員会、本会議の開会時間は午前九時に予定しておりますが、一部変更になる場合がありますので、詳しくは議会事務局にお問い合わせ下さい。

平成20年度 予算編成にあたって



吉野俊明 議員

(問) JR法隆寺駅、駅周辺整備事業、総合福祉センター文化財活用センター、藤ノ木古墳整備事業と次々に大型ハード行政(箱物)を行っているが、もっと直接的民生に税金を使ってもらいたいという住民の声にどう答えるか。

(町長) 平成の始め頃から構想していたものが、今具体化されている段階であり、すべて議会の議決承認を得て事業を進めてきたものである。健康で明るく安全なまちづくり

を推進していきたい。

(問) 自治体財政においては、今後ますます費用対効果の視点が重要となる。平成十九年度の国の借金は国民一人当たり四百二十八万円、県は六十九万円と予想されているが、斑鳩町はどうか。

(総務部長) 平成十八年度末の借金については約八十六億円、町民一人当たり三十万円である。今後の見通しは借金が百億円を超えないように、公共下水道事業を遅らせるなど調整しながら進めて参りたい。

(問) 平成二十年度予算編成にあたって、財政健全化の視点からどのような対策を考えているのか。

(総務部長) 平成二十年度はこれまで以上に大幅な財源不足が予想され、事業の必要性や優先度、財源負担のあり方、事業年次等徹底した見直しを行い、限られた財源の重点的効果的予算配分に徹し、住民サービスの低下をきたさないように努力したい。

わかるがパークウェイに
C52

(問) 三室交差点・龍田大橋・三室山を結ぶ三角地帯、自治会としては橋西・三室・紅葉ヶ丘は公害の発生が予想されるが、環境影響調査は行われたか。

(都市建設部長) 道路構造等が未確定なので行われていない。

(問) 少子高齢化により、日本の人口は限りなく現在の三分の一に近づいていき、当然車の台数減少も加速化されていく。多額な税金が投じられるこの事業が将来を見据えてどうなのか、国も県も町も今一度原点に返って考える必要があるのではないか。



藤ノ木古墳

会運営委員会



今議会では、陳情書、要請書、意見書など十一件あり、これらの取扱いについて慎重に協議しました。

とりわけ、公共下水道の排水設備指定業者の団体から提出された陳情書を建設水道常任委員会に付託する事を決定した後、この陳情書に対する意見書の提出を受けました。提出された陳情書に対する

意見書というのは、これまでに例のない事です。取扱いについて、委員一人一人の見解をお聞きし、①事前の委員会には提出がなく、議会初日までに配布された議案書に間に合わなかったこと②開会しからの議案の取扱いは最終日の追加日程となること③意見書という形式のものを議案にする手法については前例がなく判断が難しいこと④内容そのものが議案とすべきものではない、などの意見があり、既に付託が決まっている陳情書を建設水道常任委員会に審査をする場合、この意見書を参考に審査をするという事を取りまとめをしました。

徹底した委員会主義を貫く当議会では、町から付議される議案、並びに請願や陳情の取扱いについては、議会運営委員会、委員会付託するかどうかという事を慎重に協議をしています。

〈里川委員長記〉



務常任委員会

閉会中の十一月二十六日及び定例会開会中の十二月十一日に全委員出席のもと、委員会を開催し、本会議から付託を受けました七議案・継続審査案件及び各課報告事項について審査を行い、付託議案についてはいずれの議案も満場一致で可決しました。

委員会付託議案について

(一) 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成十九年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われたことにより、これに準じて当町職員の給与改定を行うものです。内容としては、給料表の三級以下の若年層に限定した給料月額を引き上げ、期末・勤勉手当を四・四五ヶ月から四・五ヶ月に引き上げ、扶養手当を六千円か

ら六千五百円に引き上げる条例の改正です。

(二) 斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

町立幼稚園の保育料等は、平成十二年度から五千七百円で据置き、入園料は徴収していなかったが、行財政改革の一環として受益と負担の適正化を図る観点から、近隣市町村の状況及び地方交付税の単位費用を参考に見直しを行い、平成二十年度から保育料は五千七百円から六千円に改定するとともに、入園料を新たに五千円徴収するための条例

の改正です。
委員より、近隣市町村の入園料・保育料と園児一人当たりの町の負担額について質問があり、別表通り回答がありました。

(別表) (単位:円)

	入園料	保育料
平群町	5,000	5,000
三郷町	5,000	5,700
上牧町	3,000	7,000
王寺町	6,000	6,000
河合町	5,000	6,000
奈良市	6,100	5,650
大和郡山市	5,000	8,000

園児一人当たりの町の負担額は年間約五十万円です。

また、平成九年度及び平成十二年度の改定時においての取りまとめについて質問があり、理事者より①保育料改定の基本的な考え方として、地方交付税(単位費用)に近づけるという手法に合理性がある。②県内公立幼稚園の保育料調べにおける中間五段階を参考にしながら改定額を検討する事が妥当と考える。③平成九年度保育料改定後は三年ごとに、その状況を判断して

保育料の見直し額について検討する事が望ましい。④斑鳩町立幼稚園の保育料の改定にあたっては、幼稚園の保育時間等、保育の内容の充実を図る事を強く求める。といった審査結果が出ているとの回答がありました。

(三) 奈良県市町村会館管理組合の解散について等関連五議案について

これらの五議案については「奈良県市町村会館管理組合」「奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合」及び「奈良県市町村職員退職手当組合」の運営に係る事務を合理化し、効率的に処理するため、平成二十年四月一日から新たに設立する「奈良県市町村総合事務組合」に事務及び財産を継承するものです。

継続審査案件について

斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて

史跡藤ノ木古墳の整備について、墳丘周辺のサザンカ・サツキ等の植栽工は終わり、張り芝工の準備中で、年内に

植栽工は全て完了するとの説明を受けました。また、文化財活用センターについてであります。変更内容及び建物整備費の詳細について、各項目ごとに増額理由について詳細に説明を受けました。

委員より、文化財活用センターについて、外構工事費については、既設構造物の撤去費は含まれているのか、また国宝級展示のあり方及び斑鳩の観光との連携について質問がありました。



各課報告事項について

平成十九年度斑鳩町一般会計補正予算(第十号)について、斑鳩町マイクロバスの廃止について、放課後子どもプランについて等の報告を受けました。

(中西委員長記)

本会議から付託を受けた議案と継続審査案件など審査を行うため、12月12日委員会を開催しました。



生常任委員会

斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について可決

町が発行する戸籍・納税証明書・外国人登録原票記載事項証明書・住民票・戸籍の附票・印鑑登録証明書発行事務を今日まで、竜田郵便局・法隆寺郵便局・斑鳩興留郵便局に委託していましたが、郵政民営化に伴い、改めて郵便局(株)と協定するものであります。

陳情書等について

①意見書採択のお礼と、奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書については採択

②安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書については採択

③保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書については不採択

陳情書の内容を具体的に実現しようとするれば、相当の問題が生じる事が予想されます

ことから、今回一応不採択とし、今後とも意見書の内容について研究していきます。

④介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書採択のお願いについては採択

継続審査案件 (仮称)総合福祉会館の整備、運営に関するパブリックコメント

十二月八日現在の工事の進捗率は二十三%で、機械、電気設備工事ではスリーブ管や空配管等を行っており、平成二十年五月二十八日完成を目指し、概ね順調に進んでいるとの事でありです。

一方、施設の運営については、完成後多くの町民の方に公平かつ適正に利用していただくため、斑鳩町(仮称)総合福祉会館運営会議設置要綱を策定、施行し、健康・福祉関係団体等に委員の推薦を願い、十三名の委員により十二月十日に運営会議を開催し、会館の管理・運営及び愛称募

集について協議されました。

その内容は、開館日では祝日を除く月曜日から土曜日で、但し土曜日については、二階会議室等の貸館だけで、日曜・祝日・年末年始を全館休館日とすること。各フロアーの開設計画及び貸館の使用料等について説明がありました。今年度内に運営会議を更に二回程度開催するとの説明がされました。

委員より、施設内容の住民周知について、既存施設になり施設について、喫茶コーナー運営について、日曜日を閉館することについて、使用料の算出根拠について、運営会議委員の男女の割合、運営会議の傍聴について等の質疑・意見がありました。

広域連合議会で、後期高齢者医療に関する条例が可決

平成二十年度及び二十一年度の保険料率、均等割額三万九千九百円、所得割の率七・五%、賦課限度額五十万円、奈良県の平均一人当たりの平均保険料額は八万三千四百円、

二割・五割・七割の軽減適用後の平均保険料額は七万二千八百円、詳しくは一月号広報で住民に周知するとの事です。

ごみ収集業務の一部委託について

公共下水道の整備に伴い、町が、し尿の収集運搬の委託または浄化槽汚泥の収集運搬の許可をしている業者に対して、経営に影響を受けている分について、代替となる業務として、ごみ収集業務の一部委託したい旨報告があり、委員より、業者からのごみ持込みについて、特別措置法について委託内容について等の質疑・意見がありました。

(辻副委員長記)



建

設水道常任委員会

十二月十日全委員出席のもと、本会議から付託を受けた一議案を慎重に審議をし、見解を取りまとめました。

また、都市基盤整備事業に関することについての継続審査事案などについて調査いたしました。今回は、公共下水道の陳情書について報告いたします。

委員会付託議案について

◎陳情第六号、公共下水道についての陳情書について

初めに、事務局より陳情書朗読の後、「公共下水道についての陳情書に関する意見書」を踏まえて審議しました。

(委員) 平成十四年十二月に制定された下水道工事に関する条例等について

(町) 平成十四年三月から五月、六月、八月、九月の委員会において下水道使用料金及び加入利用方法、財政計画、収支計画、改造費用、工事店等について議論があり、その後、平成十四年十二月二十日、

第五回定例会最終日に満場一致により議決されました。

(委員) この陳情書が出されている前提について、排水設備工事店の制度を廃止する目的で陳情・署名が行われているのではない。地元説明会では、本管・公共ます、排水設備工事や下水道料金等、受益者負担について説明を受けている。しかし、実際、工事をすると色々不満等があり納得できない。この陳情に書いてあるような、陳情・署名活動によって、排水設備工事が止まったのではない。

(委員) 排水設備工事指定制度の認定基準と制度を適用しなかった場合について

(町) 指定の基準は、町の監督と住民からの連絡が円滑に行えるよう法令を遵守し、排水設備工事を適切に設計・施工するための、責任技術者の専属を義務づける等の基準です。認定制度を適用しなかった場合、業者の把握や接続工事費や施工・維持管理上のトラブルに対処できなくなり、悪徳な訪問セールスなどの詐欺行為によるトラブルが増え、住民の方々にも不便やご迷惑をかけることとなります。



排水設備工事 (公共下水道に接続する工事)

陳情書に対する見解についての賛否の意見

▽この見解については、異議を申しあげる。よって下水道

条例の一部改正を求める立場で、この見解について反対との意見がありました。

▼公共下水道事業に対して混乱が起きている状態の中で、もう一度、住民の皆さんに徹底的に説明する必要がある。この見解については異議なしとの意見がありました。

以上、この陳情書については、賛否がありました。委員長報告の中で賛否も含めて報告させていただくとの事です。まとまりました。

『公共下水道』についての陳情書に対する見解について

公共下水道事業は、ご存知のように快適な住環境を築き、公衆衛生を向上させると共に、河川等公共水域の水質保全を図るための重要な事業です。

斑鳩町議会の建設水道常任委員会は、下水道条例関係について、平成十四年三月定例会から平成十四年十二月の定例会まで審議を行い、条例上程の直前に全員協議会を開催し、斑鳩町下水道条例につい

て審議した後、全議員が満場一致で議決いたしました。ご心配されている斑鳩町排水設備指定店制度については、公共下水道への接続するための専門的な技術と資格を持ち、公共下水道への重要な役割を果たす必要不可欠なものであると認識しています。

平成十七年四月から一部地域で供用開始し、その後、下水道工事整備が進む中、公共下水道に対するご理解と協力を得るため、啓発等の周知を行って参りました。今後も平成十四年十二月に制定された斑鳩町下水道条例に基づき、公共下水道普及向上のため住民の方への周知を行い、安心して公共下水道の接続工事ができるよう、また、ご利用いただけるよう全力で取り組んで参ります。

以上、公共下水道についての陳情書に対する見解の取りまとめとします。

(飯高委員長記)

予

算常任委員会

十二月十三日全委員出席のもと委員会を開催し、本会議から付託を受けた六議案について審議を致しました。

付託議案について

*今回、大きな柱として、人事異動と人事院勧告の影響による人件費の補正が一般会計予算、各特別会計予算のなかで行われました。

◎平成十九年度斑鳩町一般会計補正予算について

主な内容は、西小学校区三代川沿いの通学路改修費の追加、また既存木造住宅耐震診断補助金の五件分の追加、さらに来年度の私立幼稚園就園奨励費として二十三人分の追加等でした。

(委員の質疑と町の回答)
(問) 通学路整備の優先順位

試行しているところもあるが、全体として大きく進展する状況ではない。保育料・入園料の値上げは、八月の段階では、金額までは説明していない。議会の議決を得てから、保護者に金額も示し、理解を求めていきたい。

◎平成十九年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算について

主な内容は、高齢受給者証の再発行や奈良国民健康保険連合会と情報交換を行うネットワークの構築費用の追加等でした。

(委員の質疑と町の回答)
(問) 高齢受給者証の発行時期はいつか、対象者が混乱しないような対応を。
(答) 高齢受給者証は少なくとも三月中までに対象者に届くように対応したい。

◎平成十九年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算について

主な内容は、老人保健法の規定に基づき、国・県・町の負担分の追加でした。

(委員の質疑と町の回答)
(問) 当初見込みより、一億六千三百万円という大きな金額の追加だが、要因は何か。

来年度に向けての健康増進策について。

(答) 通院と訪問看護の金額が増えており、一人当たりの診療内容が濃くなっている。来年度より、特定検診に移行するが、五年後にメタボリックシンドロームの患者及び予備群を10%減らす目標を立てて、保健事業を実施する計画を立てている。

◎平成十九年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算について

◎平成十九年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算について

以上三議案の主な内容は、人事異動と人事院勧告の影響による人件費の補正でした。

(委員の質疑と町の回答)
(問) 下水道事業では、業務が増えているが職員数は適正に配置されているか。
(答) 現在の人員で対処できている。

以上、六議案はすべて原案通り可決されました。

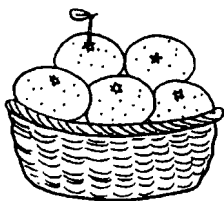
その他について

(委員の質疑と町の回答)
(問) 新たに購入した公用車の購入金額、購入方法、購入の経緯について。

(答) 町長車、議長車を廃止すると公用車が足りなくなるので、他の職員も共通して使うということで新たに一台購入した。購入金額は、本体価格、手数料、税金込みで百二十四万五千八百十円である。購入方法は町の自動車協会の代表に相談して購入した。

新車購入やリースの際は指名競争入札を行っているが、中古車については、これまでも町の希望価格にあうものを購入してきた。との質疑応答がありました。

(木澤委員長記)



12月定例会では「奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための施策の実施を求める意見書」ほか2件が委員会提案され、満場一致で、「道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書」1件が議員提案され、賛成多数で、それぞれ可決しました。

奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための施策の実施を求める意見書

奈良県の医師・看護師不足は深刻である。奈良県の看護数は、人口10万人あたり763.2人（全国平均897.7人・全国41位）と全国平均を大きく下回っています。また、奈良県の医師数は、人口10万人あたり196.7人（全国平均201人）、産科医については人口比で全国42位という状況である。この医師・看護師の不足は、昨年起きた妊婦が出産中に転送先の病院で死亡する事態や、救急受け入れ困難で妊婦が死産するという痛ましい事態の背景にもなっている。また、医師・看護師の不足による病院の閉鎖、病棟の縮小もおこっており、地域医療に深刻な影響が出ている。こうした危機的な状況を打開することは、県民の切実な要求である。医師・看護師の増員を求める意見書も県議会ははじめ、35もの市町村議会で採択されており、県民が安心して医療が受けられるように、国への働きかけはもちろん、県として下記のとおり、医師、看護師を増やすための施策、そのための財政保障を実現していただくよう要望するものである。

記

1. 奈良県の看護師不足について、必要な調査を行い、その原因の分析、対策を検討する検討会を早急に設置し、奈良県の看護師受給計画を見直すこと。
 2. 静岡方式の導入など潜在看護師の再就業支援策を抜本的に見直すこと。また、再就業ならびに離職予防のため、院内保育所の拡充を進めること。
 3. 看護師修学資金制度を大学や公立看護学校も対象にするなど拡充すること。県立看護学校の専任教員数を8名とすること。
 4. 奈良医大の医学部定数を10名（国の方針の5名増に加え、すでに国の要請で削減した5名の復活）増やすこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

奈良県斑鳩町議会

医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書

第166回通常国会において、「1. 医師・看護師など医療従事者の大幅に増員すること。2. 看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的に改善すること。3. 夜勤日数を月8日以内に規制するなど『看護職員確保法』等を改正すること。」の請願が採択された。

いま医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」と考えているのは看護師の1割にも届かず、4分の3が「辞めたい」と思っているほどである。医師の勤務実態も深刻で、日本医労連のアンケート調査では、8割以上の勤務医が月3回は32時間連続勤務を行い、3割を超える医師が「過労死ラインの月80時間以上」の時間外労働を強いられ、女性医師の6割以上が妊娠時の異常を経験し、5割以上の医師が職場を辞めたいと考えていることも明らかになった。

奈良県でも、医師・看護師の確保が困難なため、産科、小児科はじめ、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶たない。また「医師、看護師の確保がむずかしい」ことを理由に病院自体を閉院してしまうケースも生まれている。県内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧される。

こうした危機的な状況を打開することは国民の切実な願いとなっている。

よって政府におかれては、医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望する。

記

1. 国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月8日以内に夜勤を規制するなど「看護職員確保法」を改善すること
 2. 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けた法律を制定すること
 3. 社会保障費の削減をやめ医師・看護師等の大幅増員に必要な財政措置を講ずること
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

奈良県斑鳩町議会

政府関係機関等に4件の意見書を送付

介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書

介護保険がスタートし、7年が経過した。必要な介護が受けられない、虚偽の指定申請及び人員基準違反など介護報酬の不正請求などの問題もおこっており、制度見直しの必要性も出ている。特に、介護の人員確保が進まず、深刻な人員不足によってサービスの質の低下、事業所の縮小・閉鎖という事態が広がっていることに対しては、早急に取り組まなければならない。

すでに社会保障審議会福祉部会が、介護・福祉分野での人手不足の問題を集中的に審議し、7月26日の部会で、国、地方公共団体、経営者の責務など「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を諮問している。案では、「福祉・介護サービス分野は最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つであり、福祉・介護サービスの仕事がかような少子高齢化社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活に関わる喫緊の課題である。」とし、経営者ら「関係団体、並びに国及び地方公共団体が十分な連携の下、この指針に基づき、それぞれ必要な措置を講じ、福祉・介護サービス分野において質の高い人材の確保に努めることが必要である。」としている。そして、「人材確保の方策」のトップには「労働環境の整備の推進等」をもってきて、賃金では国家公務員の福祉職俸給表等も参考とすること、(経営者には)事業収入の適切な配分、(国には)適切な水準の介護報酬等の設定を求めている。また、労働時間や職員配置についても指針が出されている。

「安・長・重」(賃金は安く、長時間労働、重労働)を揶揄(やゆ)される労働環境を改善し、職業としての魅力を高めなければさらに離職率は高くなり、介護職等を目指す人も少なくなり、国民は必要な介護等も受けられなくなる。待遇改善は「基本指針」でも明確に示されており、その実現を国、地方自治体、事業主が責任をもち、取り組まなければならない。

国、県におかれては、「基本指針」を実現するための介護報酬の改善はじめ、そのための必要な財政措置など実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

奈良県斑鳩町議会

道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備をより一層推進することが必要不可欠である。

斑鳩町は、法隆寺周辺の仏教建造物が世界遺産に登録されており、歴史、文化、自然に配慮した道路整備を推進することとしている。

しかしながら、本町の道路整備の状況は依然として低く、幹線道路の整備として都市計画道路の整備促進を図っているところである。

また、歩行者や通行車両等安全確保の面でも道路整備が強く望まれている。これらの問題解決のため、今後も長期的に安定した財源を確保し、計画的に道路整備の促進を図る必要がある。

そこで、このような状況を改善するため、以下の事項について強く要望する。

一、受益負担という道路特定財源の趣旨に反することなく、道路整備のための安定的な財源を確保すること。

一、各地方で行われる道路整備が滞ることなく着実に進むよう、平成20年度以降も下記を措置すること。

イ 道路特定財源諸税の暫定税率を延長すること

ロ 地方道路整備臨時交付金制度を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月19日

奈良県斑鳩町議会

新成人の皆さん おめでとうございます

1月14日(月)
成人式 いかるがホール



編集後記



今、医療を取巻く地域の格差をはじめ医師・看護師の不足が深刻化しています。その背景には、医師派遣機能の低下や勤務医の過酷な労働実態、さらには女性医師に対する仕事と子育てとの両立支援など、複合的な要因が絡みあっています。このまま放置すれば、地域医療の崩壊や医療の質の低下を招きかねません。そこで医師不足については、医師がたくさん集まる拠点病院から地方の医師不足地域に一定期間、国の責任のもとで医師を派遣する新たなシステムが必要と考えます。

◆一方、「過酷な勤務」が指摘されている産科・小児科医の勤務医については、診療報酬や医療事務補助員の配置などの待遇改善が必要です。また女性医師が働きやすい環境整備として、院内の保育所の設置や退職後の再就職支援のための女性医師バンクの充実の強化が求められています。

◆十二月議会では、医療現場の実態を通して「医師・看護

師等の大幅な増員を求める意見書」が提出され、満場一致で採択されました。今後、安心して医療が受けられる制度改革になるよう要望をしております。

◆平成十九年は、記念すべき町制六十周年の節目を迎え、さらに将来の町行政を展望し、住民の声を政策に反映するよう取り組んでまいります。

◆いつも、議会だよりに目を通していたいただきありがとうございます。今後も住民の皆様にお応えできる議会だよりとなるよう努めてまいります。

(飯高委員長記)



町の花・さざんか

広報発行常任委員会

- 委員長 飯高 昭二
- 副委員長 木澤 正男
- 委員 中西 和夫
- 委員 里川 宜志子